

# 議案参考資料

[令和4年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

## 議案名

議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

国に準じて期末手当の支給月数の引下げを行うため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

- 1 令和4年度以降の期末手当の支給月数を0.15月引き下げます。  
(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.45月⇒4.30月)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の特例として、令和3年度に人事院勧告で示された期末手当の引下げ(0.15月分)に相当する額を、令和4年6月の期末手当から減額します。  
(施行期日：令和4年4月1日)

## 背景・経過

令和3年8月10日に期末手当を引き下げる人事院勧告が行われ、国においては、令和3年11月24日に給与関係閣僚会議及び閣議決定により、人事院勧告どおり給与改定を実施することが決定されました。

この度、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が第208回国会(通常国会)に提出されました。